

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2019-81545(P2019-81545A)

【公開日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2019-40223(P2019-40223)

【国際特許分類】

B 60 N 2/68 (2006.01)

【F I】

B 60 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月4日(2019.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右に離間して配置された左右のサイドフレームを有するクッションフレームと、
前記左右のサイドフレームの間に配置されてクッションパッドを支持するパッド支持部材と、

前記クッションフレームに被せられた前記クッションパッドと、

前記クッションパッドに被せられた表皮材と、

前記パッド支持部材の左右両側に配置されて前記パッド支持部材とともに前記クッションパッドを支持する左右のサイド支持部材と、を備え、

前記クッションパッドは、前記表皮材を吊り込むための吊り込み溝を有し、

前記サイド支持部材は、左右方向において、前記吊り込み溝をまたぐように配置されていることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記サイド支持部材は、左右方向において、前記吊り込み溝より内側の部分が、前記吊り込み溝より外側の部分よりも大きいことを特徴とする請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記サイド支持部材は、左右方向において、前記吊り込み溝より内側の部分が、前記吊り込み溝より外側の部分よりも左右方向の寸法が大きいことを特徴とする請求項1または請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記サイド支持部材は、左右方向において、前記吊り込み溝より内側の部分が、前記吊り込み溝より外側の部分よりも前後方向の寸法が大きいことを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項5】

前記吊り込み溝は、前後方向に延びる第1溝と、左右方向に延びる第2溝を含み、前記サイド支持部材は、上から見て、前記第1溝と重なり、前記第2溝と重ならないことを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項6】

前記吊り込み溝は、前記第2溝より後ろに位置し、左右方向に延びる第3溝をさらに含み、

前記サイド支持部材は、前記第2溝より後ろで、かつ、前記第3溝より前に位置することを特徴とする請求項5に記載の乗物用シート。

【請求項7】

前記サイド支持部材は、左右方向における外側にいくほど上に位置するように傾斜する第1支持面を有し、

前記吊り込み溝は、前記第1支持面の上に位置することを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の乗物用シート。

【請求項8】

シートバックと、ヘッドレストと、をさらに備え、

前記シートバックは、シートバックフレームと、当該シートバックフレームに被せられるパッド材および表皮材と、を備えて構成されることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の乗物用シート。